受け入れた寄附金の明細表 第１表付表１（相対値基準・小規模法人用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

１　基準限度額の計算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入寄附金総額 | Ⓐ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | Ⓑ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10％相当額（（Ⓐ－Ⓑ）×10％）） | Ⓒ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50％相当額（（Ⓐ−Ⓑ）×50％）） | Ⓓ | 円 |

　２　受入寄附金総額の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名 | | 役職 | | ①  寄附金額 | | ②  ①欄とⒸ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあってはⒹ）欄のいずれか少ない金額 | ③  ①のうち基準限度超過  額（①－②） | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 | | | Ⓔ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額 | 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 | | Ⓕ | 円 | | 円 | 円 | |
| Ⓕ欄以外の者 | | Ⓖ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | | | Ⓗ | （　　　　　　　　）  円 | |  | 円 | |
| 合　　計（Ⓔ＋Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ） | | | | Ⓘ | （　　　　　　）    円 |  | Ⓙ | （　　　　　　）  円 |

（注意事項）

①～③の各欄の「（　）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください

受け入れた寄附金の明細表　　 第１表付表１（次葉）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

○　役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名 | 役職 | ①  寄附金額 | ②  ①欄とⒸ欄のいずれか  少ない金額 | ③  ①のうち基準限度超過  額（①－②） |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
| 合計（又は小計） | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |

（注意事項）

　役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第１表付表１（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第１表付表１（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照））